

唐皇帝の軍事指揮権と金吾衛

田頭 賢太朗

はじめに

本稿は、唐の南衛十二衛の一つである金吾衛の特質について、皇帝の軍事指揮権との関わりという観点から考察するものである。

従来の研究では、金吾衛の主たる職掌は宮城・京城の巡察であり、その本質は軍隊というよりもむしろ長安の警察・治安維持機構であるという見解が通説となっていた。⁽¹⁾

しかし、筆者は衛府職員令に規定された金吾衛の職掌を検討し、そのほとんどが唐代兵書所載の行軍規定に対応していることを明らかにした。即ち、隋唐に至る北朝諸政権では、行軍が編成された場合、偵察・警戒等を掌る「虞候」という役職乃至部隊が置かれるのが原則であったが、金吾衛の職掌は、そうした行軍編成における「虞候」の任務に相当するものであった。つまり、金吾衛は、親征・行幸時の軍営（御営）において虞候軍として活動することを第一義的な目的として設置された衛府だったのである。⁽²⁾

行軍編成の虞候軍に由来する金吾衛の特質は、従来、平時体制であることが強調されてきた十二衛制にも、行軍

編成的な要素が存在することを示しており、金吾衛の特質を手掛かりとして、十二衛制の性格を見直すことが可能であり且つ必要であると思われる。

しかし、そのためには金吾衛の特質についても、なお究明すべき課題が残っており、その一つが皇帝の軍事指揮権との関わりである。親征・行幸時の軍営は、皇帝の軍事指揮官としての側面がクローズアップされる場であり、軍営において虞候軍として活動する金吾衛には、皇帝の軍事指揮権との強い関係が想定される。その関係の具体的な在り方を明らかにするのが本稿の目的である。⁽⁴⁾

I 「虞候」の特質

(一) 虞候の任務と軍事指揮権

皇帝の軍事指揮権と金吾衛との関係を基礎付けるのは、金吾衛の虞候軍としての任務である。そこで先ず、唐代の行軍編成の概略と「虞候(軍)」の任務について、軍事指揮権との関係に留意しながら確認しておきたい。

唐朝成立期の軍事制度では、戦力としての野戦軍が目に見える具体的機構として常置されておらず、野戦軍組織である「行軍」は、時に応じて天子が斧鉞(旌節)を授けて大将(行軍大総管、元帥、大將軍等)を任命し、その下に戦時編成として組織された。⁽⁵⁾ 唐代の行軍は、①中軍、②右虞候軍・左虞候軍、③右廂第一軍(前軍)・第二軍(右軍)、④左廂第一軍(後軍)・第二軍(左軍)、という七軍編成を標準的なスタイルとしており、左・右各一名の虞候総管が率いる「虞候軍」という部隊を置くのが原則であった。⁽⁶⁾

「虞候」という軍用語は、一般的に偵察や斥候といった警戒任務及びその要員を指す語として解される場合が多い。⁽⁷⁾ 事実、『周書』卷二七、韓果傳には、西魏文帝の大統(五三五―五五二)初年條の後に、

果性強記にして、兼ねて權略有り。行く所の處、山川の形勢、備つゝさに能く記憶す。兼ねて善く敵の虚實を伺ひ、情狀を揣知す。溪谷に潛匿し、間偵を爲さんと欲する者有れば、果高みに登りて之れを望み、疑う所の處、往きて必ず獲ること有り。太祖是に由りて、果を以て虞候都督と爲す。征行に従ふ毎に、常に候騎を領し、晝夜巡察して、略ぼ眠寢せず。⁽⁸⁾

とあり、韓果はその偵察能力の高さから「虞候都督」に任ぜられている。唐代行軍制度の虞候軍も、全軍の先頭と最後尾に位置して先駆後殿を務め、行軍全体の偵察・警戒体制を統括する部隊であった。⁽⁹⁾

しかし、虞候の任務は、敵軍に対する偵察・警戒だけに止まらない。即ち、『通典』卷一五七、兵一〇、下營斥候并防捍及分布陣所引の『李靖兵法』に見える虞候軍に関する規定には次のようにある。

諸そ軍馬の行動は、次第を知ることを得。∴右虞候は既に先んじて發して營を安んじ、道路を踏行し、泥溺・橋津を修理し、水草を檢行す。左虞候は窄路・橋津を排し、後を捍し、闌遺を收拾し、隊仗たいじやうを排比し、軍次ぐんじを整齊せいせいし、交雜かうざくせざらしむ。⁽¹⁰⁾(引用史料の傍点は田頭による。以下同じ)

右の任務の中で注目すべきは、虞候軍が自軍の部隊の指揮・統率を担当していることで、虞候は指揮官の片腕として、その軍事指揮権を支える部署であったのである。かかる虞候の特質を端的に示す事例として、節度使職制の「都虞候」に関する史料を挙げてみよう。

①『新唐書』卷二二四上、叛臣傳上、李懷光傳

懷光軍に在り、勞を積み、開府儀同三司に至り、都虞候と爲る。勇鷲もて敢て誅殺し、親屬と雖も法を犯せば、回貸する所無し。節度使郭子儀仁厚く、事を親らせず、紀綱を以て懷光に委ぬ。軍中之れを畏る。⁽¹¹⁾

②常袞「授張自勉開府儀同三司制」(『全唐文』卷四一三所収)

淮西節度都虞候、特進試太常卿上柱國張自勉、…職は刺奸に在り、威は整旅に屬す。軍令の進退を齊へ、師律の否臧を明らかにす。⁽¹³⁾

右の二つの史料からは、節度使制下においては、「都虞候」が軍令を管掌し、軍紀維持を担当していたことが判る。⁽¹⁴⁾周知のように、節度使の成立は行軍の長期駐留による「軍鎮」の形成に由来し、節度使職制は、行軍職制を發展的に継承している。⁽¹⁵⁾節度使に置かれた「都虞候」も行軍の虞候総管を継承したものであり、従って、右に見た都虞候の任務は、行軍における虞候軍に準ずるものである。

さて、ここで重要なのは虞候が軍令を管掌するという点である。軍紀維持のための法令である軍令(軍法・軍律)は最高司令官(行軍大総管・大將軍・元帥等)の指揮権を具体的に發動させる手段であり、その内容は最高司令官の裁量に任されていた。隋代の事例であるが、『隋書』卷四八、楊素傳⁽¹⁶⁾に見えるような、敵陣を陥落させずに帰還した者は悉く斬殺するという過酷な軍令も有り得たのである。⁽¹⁷⁾また、『通典』卷一四九、兵二、雜教令所引の『李靖兵法』や、『太白陰經』卷三、誓衆軍令篇第三三にも、唐代の軍令規定が著録されているが、その大きな特色は斬刑を主体とする苛烈さであり、軍令による処罰とは、多くの場合、「斬に処す」ことであつた。⁽¹⁸⁾従って、軍令を発令・執行す

る権限は、同時に配下の軍隊に対する専殺権をも意味しており、事実、『資治通鑑』卷二二四、大曆三年（七六八）二月條に、

甲午、郭子儀故無くして軍中に馬を走らすことを禁ず。南陽夫人の乳母の子禁を犯す。都虞候之れを杖殺す。諸子子儀に泣訴し、且た都虞候の横なるを言ふ。子儀之れを叱遣す。明くる日、事を以て僚佐に語り歎息して曰く、子儀の諸子、皆奴材なり。父の都虞候を賞せずして母の乳母の子を惜しむ、奴材に非ずして何ぞや。⁽¹⁹⁾

とあり、都虞候が軍令を犯した者（南陽夫人の乳母の子）を杖殺しているが、郭子儀もその処断を支持している。軍令を管掌する虞候の存在は、北朝・隋唐軍事制度において極めて重要な位置を占めるものなのである。

以上を要するに、「虞候」とは、前駆後殿、警戒・偵察、軍営巡察、軍令による部隊統制・軍紀維持といった諸任務と、それらを統括する組織・部署を意味する。上記の諸任務自体は他の時代・地域の軍事制度にも存在するであろうが、それらが「虞候」という用語・制度で一元化されている点に、北朝・隋唐軍制の特徴がある。唐代の行軍編成における虞候軍も、そうした虞候の諸任務を担当する部隊であり、最高司令官である行軍大総管の軍事指揮権を支える組織であったのである。⁽²¹⁾

（2）虞候と鮮卑・遊牧官制

次に、虞候の鮮卑・遊牧官制的性格について触れておきたい。虞候が北朝・隋唐期に特徴的な軍事制度であることは、鮮卑・遊牧官制との関連を推測させるが、この問題は当然、皇帝直属の虞候軍たることを本質とする金吾衛

の性格とも関わるものである。

先ず、前に引用した『李靖兵法』（『通典』卷一五七、兵一〇、下營斥候并防捍及分布陣所引）の規定によって、改めて虞候軍の任務を整理すれば次のようになる。

① 右虞候軍の任務

宿営地の確保（安営）、進路の確認、悪路・橋津の補修、検行水草

② 左虞候軍の任務

窄路・橋津の整備、背後の防御、遺失物の收拾（收拾闡遺）、隊列の整備・統制

右の職掌で、遊牧官制との関わりという点で特に注目されるのが、宿営地の設営に関わる「安営」と、飲料水・牧草を掌る「検行水草」である。即ち、モンゴル帝国の遊牧官制の一つに「ウルトチ (yurtchi 宿営官)」がある。ウルトチは、宮帳の移動に常に従い、宿営に好適な水草地を知悉し、国王及びそれに扈從する王子や將軍等の宿営地を設定することを職務とし、国家の重要事を管掌する官職の一つとされていた。その原初形態は、宮帳の宿営地の設定、水の配分、沙漠における井戸の管理を職務としており、チングス・カンのモンゴル・ウルの官制の一つであったと考えられている。⁽²²⁾ 虞候軍の任務はかかるウルトチの任務と明らかに共通するものである。⁽²³⁾ また、虞候軍とウルトチとは、軍行の先駆を務める点でも共通していた。⁽²⁴⁾

次に注目したい職掌が、遺失物を監理する「收拾闡遺」である。『通典』卷一四九、兵二、雜教令所引の『李靖兵法』には、軍中での闡遺物の処理について、

諸そ闕遺物を拾得し、當日虞候に送納すれば、五分して一を賞とす。…三日内に官に送納せざる者、後殿の見
て收めざる者、收めて軍司に申さざる者は並びに重罪。三日外は、斬。諸そ人の闕物を拾得し隠して虞候に送
らず、旁人の能く糾告する者あらば、賞物二十段。知りて糾告せざれば、杖六十。其の物を隠せる人は斬⁽²⁵⁾。
という規定があり、闕遺物を拾得した場合には、虞候に届け出なければならず、隠匿すれば斬刑とされた。

これに対し、モンゴル帝国には「ブラルグチ (Bulaguchi 遺失物監理官)」という遊牧官制が存した。モンゴル語で
は、宿营地移動の際に持主の判らなくなった奴僕、奴婢、家畜その他の物品の遺失物をブラルクと称し(「闕遺」は
その漢訳語)、ブラルグチはブラルク(闕遺)を監理する官職である。季節移動をするモンゴル部族民にとつて移動の
際の遺失物の処置は肝要な問題であり、ブラルグチは恐らくはモンゴル帝国の創建期から重要な官職であったと考
えられる⁽²⁷⁾。モンゴルのブラルグチについて、マルコ・ポーロは、「馬匹であれ刀剣であれ、はたまた鳥その他なにも
のによらず所有者不明の拾得物は直ちにこの役人(ブラルグチ・田頭注)のもとに届け出なければならぬ。届け出
をうけたこの役人はこれを受け取つて保管するのである。万一その拾得者がすぐ届け出なかつたりすると、盗人と
して罰せられる。」と述べているが、こうしたブラルグチの機能と、前に見た虞候のそれとは極めて良く対応してお
り、虞候の遊牧官的性格を示している⁽²⁹⁾。

右の諸点に加え、『通典』卷一四九、兵二、雜教令所引の『李靖兵法』には、

諸そ行軍立營するに、驢馬は各所管の地界に於いて放牧す。如し營側の草惡しければ、便ち好處を擇びて放ち、
仍りて虞候と計會し、交雜せざらしむ⁽³⁰⁾。

という規定があり、虞候は宿营地での馬匹の放牧に関与していた。このことも虞候と遊牧制との関連を示唆するものである。

以上から明らかなように、「虞候(軍)」は、遊牧官制との強い類似性を示している。ユルトチやブラルグチに類する官制は、モンゴルに限らず、遊牧制に固有且つ必須の機構として広く遊牧政権・国家に共通するものであったと考えられ、⁽³¹⁾ 虞候はそうした遊牧官制組織(鮮卑軍制的な組織)としての性格を有しているのである。このことは、虞候の制度に基づく軍事指揮権の在り方が、鮮卑軍制の構造を継承したものであることを意味しており、それと同時に、虞候軍を不可欠の要素として組み込んでいる唐代の行軍組織自体が、出征・移動・野営を前提とする鮮卑軍制の影響を受けていることを推測させる。⁽³²⁾

II 金吾衛の任務と皇帝の軍事指揮権

前節で確認した虞候の任務・特質を踏まえて、金吾衛の任務と皇帝の軍事指揮権との関わりについて見てみよう。『唐令拾遺補』衛府職員令第四、11左金吾衛条では、金吾衛大將軍の職掌規定を次のように復原している⁽³³⁾(復原典拠は『通典』卷二八、職官一〇、左右金吾衛條。復原結果を示すため原文で掲げる)。

大將軍一人(掌車駕出入、先驅後殿、晝巡夜察、執捕姦非、烽候・道路、水草所宜。巡狩師田、則掌其營禁。)(
()内は原注。以下同じ)

前稿で詳述したように、右の規定に見える金吾衛大將軍の職掌は、行軍制度における「虞候軍」の任務に相当し

ており、金吾衛は虞候軍としての役割を果たすために設けられた衛府である。⁽³⁴⁾

さて、右に掲げた金吾衛大將軍の職掌規定は、実はその前身である隋の武侯府の職掌をほぼそのまま踏襲している。⁽³⁵⁾従って、金吾衛の特質は、基本的に隋武侯府のそれと同じものである。そこで、隋武侯府と皇帝の軍事指揮権との関わりを示す事例を挙げてみよう。

① 『隋書』卷六五、趙才傳

俄に右候衛大將軍に遷る。時に帝、巡幸すること有る毎に、才恆に斥候と爲り、姦非を肅遏し、廻避する所無し。⁽³⁶⁾

② 『隋書』卷七〇、李子雄傳

…江都に幸するに従ふ。帝仗衛の整はざるを以て、子雄を顧みて之れを部伍せしむ。子雄立ちどころに指麾し、六軍肅然たり。帝大いに悦びて曰く、公眞の武侯の才なり、と。尋いで右武侯大將軍に轉ず。⁽³⁷⁾

右の史料の「帝」はいずれも煬帝であるが、①では、右候衛大將軍の趙才が、行幸時の斥候、姦非の取締りに当たっている。また②では、李子雄が行幸時の陣列・隊列の統制を保つことで「眞の武侯の才」と賞賛され、右武侯大將軍に任ぜられている。これらの記述は、隋武侯府が「虞候」として軍隊の指揮・統率に関与する衛府であることを示しており、金吾衛はこうした隋武侯府の虞候としての職掌・特質を継承しているのである。

金吾衛の本質が、隊伍の統制や軍營の巡察を担当する虞候軍である以上、その任務は軍紀維持の法令である軍令と不可分の関係にあった。例えば、『通典』卷一四九、兵二、雜教令所引の『李靖兵法』所載の軍令には、

行列齊はず、旌旗正ならず、金革鳴らざれば、之れを斬す。⁽³⁹⁾

という規定が存し、隊列を乱すものは斬刑とされていたが、虞候軍としての金吾衛の任務がこうした軍令規定の運用と密接な関わりを持つことは明らかである。

また、『新唐書』卷三三上、儀衛志上、駕に、大駕鹵簿編成時に関する規定として、

左右金吾衛將軍仗を循り檢校し、各二人襍稍を執り騎従す。左右金吾衛果毅都尉二人、仗内の不法を糾察し、各一人騎従す。⁽⁴⁰⁾

とあるように、金吾衛は親征・行幸時に軍営内を巡察し、軍中の不法糾察・規律維持を担当していた。軍営内での不法とは軍令違反であり、それを糾察する金吾衛の任務は、皇帝の発する軍令の実効性を保障するものである。つまり、金吾衛の立場は軍令の受け手の側ではなく、それを発する皇帝の側に属するものである。この「皇帝との一体性」こそが、虞候としての金吾衛と他の諸衛との重要な相違であり、皇帝の軍事指揮権と金吾衛との関係の根幹を為すものなのである。

以上から、金吾衛が、「皇帝直属の虞候軍」として皇帝の軍事指揮権を支える衛府であったことが明らかであるが、ここで併せて想起すべきは、前に指摘した「虞候」の遊牧官的性格である。即ち、金吾衛の本質が虞候であるということは、金吾衛が遊牧官的な性格を有しているということを意味する。換言すれば、金吾衛は、鮮卑・遊牧軍制的な軍事編成の発想に基づいて設けられた衛府なのである。

III 奏平安から見た皇帝と金吾衛

本節では、前節の補足として、金吾衛の任務である「奏平安」を取り上げ、金吾衛が「皇帝直属の虞候軍」であったことを別の視点から確認しておきたい。

『新唐書』卷二三上、儀衛志上、衛に、

皇帝御座に升り、扇開く。左右、扇を留ること各三。左右金吾將軍一人、左右廂内外の平安を奏す。⁽⁴¹⁾

とあるように、金吾衛には、長安での朝日、即ち皇帝の聴政に際し、出御した皇帝に対して諸衛による警衛状況に異状無きこと（平安）を奏上する任務があった。既に前稿で指摘したように、この任務は行軍制度に由来するものである。⁽⁴²⁾ 即ち、『太白陰経』卷五、報平安篇第四九に、

左右虞候早に大將軍の牙前に出でて、帶刀磬折し、大聲に通じて曰く、左右廂兵馬及び倉庫營竝びに平安なり、と。諾して、復た本班に退く。⁽⁴³⁾

とあるように、行軍の警戒体制を統括する虞候軍には、行軍大総管（大將軍）に軍營の状況を報告する「報平安」の任務があった。金吾衛の奏平安は、この虞候軍の報平安に相当するものである。従って、奏平安は本来、親征・行幸時の軍營における任務なのである。この点については、五代十国期の史料であるが、陳致雍「奏金吾班位狀」〔『全唐文』卷八七三所収〕の、

凡そ百卿士、朝謁に預かるに、佩を鳴らして列に就き、樂を奏して班に入る。升降の容、宜しく遽速すべから

ず。毎に金吾將軍の平安を奏するを見るの時、徑道驟趨す。且た殿庭の儀、軍中の禮と同じからず。⁽⁴⁴⁾ という記述が参考となる。陳致雍は閩及び南唐に仕えた人物だが、彼はこの奏状で宮中での朝謁におけるゆつたりとした挙措を推奨しており、金吾將軍の奏平安が素早い身動きで行われていることに関しては、「殿庭の儀は軍中の礼とは同じではない」と述べている。つまり金吾衛の奏平安は「軍中の礼」であり、それが宮廷に持ち込まれたものなのである。

本来は軍営での任務である奏平安を、宮廷の儀礼に際して行うということは、いわば「軍営の再現」であり、金吾衛が長安の宮廷においても諸衛による警衛体制全体を統括する虞候軍として活動していたことを示している。同時にそれは、金吾衛の奏平安を受ける皇帝が、虞候軍の報平安を受ける行軍大総管に相当する軍事指揮官として位置付けられていることを意味しているのである。

IV 六纛と金吾衛

軍隊における「旗」類の重要性は地域・時代を問わないものである。唐代にあつても、「節（旌節）」が軍事権の象徴とされていたように、軍事権と旗とは密接な関わりがあつた。そうであるとするれば、金吾衛についても、軍事指揮権をめぐって、旗との関わりがあるのではなからうか。本節ではかかる観点から、「六纛」について検討を加える。

(1) 纛の淵源

「纛」は軍中で用いられる旗の一種である。『通典』卷一四八、兵一、今制の規定に、「纛、大將六口、中營に建て、出づるに引す。(纛、大將六口、中營建、出引)とあるように、大將の本營(中營)には六口の纛を建てることになつており、これを特に「六纛」と称したのである。

ここで留意しておきたいのは、「纛」には大別して二つの種類が存在したことである。即ち、ひとつは、天子の乗輿車の馬飾りである「左纛」であり、後漢代には既に用いられていたものである。⁽⁴⁶⁾ いまひとつが「纛頭」であり、旗竿の先端部に取り付ける毛房飾りである。『唐六典』卷一六、衛尉寺、武庫令條、器用之制に「二に曰く纛(二曰纛)」とあり、その原注に、

後漢に、纛頭有り。天子行幸及び大軍征伐する毎に、則ち旗上に建つ。隋の煬帝遼左に親征するに、百人毎に一纛を置く。皇朝因りて之れを用ゆ。⁽⁴⁷⁾

とあるのが、それに相当する。六纛として用いるのはこの纛頭である(以下、本稿では原則として「纛」を纛頭の意で用いることとする)⁽⁴⁸⁾。

但し、右掲『唐六典』は、纛頭が後漢に存在したとしているが、『事物紀原』卷三、阜纛には「六典に曰く、後魏に、纛頭有り。(六典曰、後魏有纛頭)とあり、また、『宋史』卷一四八、儀衛志六、鹵簿儀服にも、

阜纛、本後魏纛頭の制。唐衛尉の器用にして、纛は其の一に居る。蓋し旄頭の遺象なり。⁽⁴⁹⁾

とあるから、現行の『唐六典』に「後漢」とあるのは「後魏」の誤りであろう。⁽⁵⁰⁾ 従つて、六纛に用いる纛(纛頭)の

起源は北魏に求められる。そうであるとすれば、麤は元來、鮮卑の制度に由来する器物であった可能性が強い。但し、北魏の諸制度については孝文帝の漢化政策の影響を考慮せねばならないが、先に引用した『事物紀原』『宋史』等の記述からは麤の始源が孝文帝の改革以前に遡るか否かは明らかでない。そこで注目したいのは、突厥やモンゴル帝国といった遊牧国家において、麤にまつわる習俗が見られることである。即ち、突厥の阿史那氏には、自らの祖先が狼であったことを示すため、牙門に「狼頭麤」を立てる習俗が存在しており、モンゴル帝国においても麤が権力を象徴する事物として用いられていた。⁽⁵²⁾ また、モンゴルでは現代でも麤に対する儀礼が「スウルデ祭祀」として伝承されている。これらの事例を勘案すれば、麤は鮮卑を含む遊牧民共通の習俗に発する器物と見て良いであろう。

(2) 六麤の性格

『通典』卷三三、職官一四、州郡上、都督條に、

景雲二年（七一）四月より、始めて賀拔延嗣を以て涼州都督と爲し、河西節度使に充つ。其の後、諸道此の號と同じくするに因り、軍事を以て專殺するを得。行にては則ち節を建て、府にては六麤を樹て、外任の重きこと比するものなし。⁽⁵⁴⁾

とあり、六麤が、節度使の軍事権の象徴である「節」と併記されていることや、『唐大和上東征傳』の広州滞在の部分⁽⁵⁵⁾に、

州城三重、都督六纛を執り、一纛一軍、威嚴天子と異ならず。⁽⁵⁶⁾

とあることから、六纛が軍事権の象徴としての性格を有していたことが窺えるが、更に詳しく見てみよう。先ず、『封氏聞見記』巻五、公牙には、

…故に軍前の大旗、之れを牙旗と謂ひ、師を出せば則ち牙を建て、牙に禡するの事有り。軍中號令を聴くは、必ず牙旗の下に至ること、府朝と異なる無しと稱ふ。⁽⁵⁷⁾

とあり、出征時には「牙旗」を建て、「禡」という儀式を行い、軍中での号令（軍令）は必ずこの牙旗の下で発せられたという。この禡の具体的な次第については、『宋史』巻二二、禮志二四、軍禮の禡祭についての記述が参考となるが、それによれば、六纛も禡の祭祀の対象となっていた。つまり、宋代では六纛も牙旗の一種として認識されていたのである。このことは唐代でも同様と考えられ、事実、『新唐書』巻一四八、康承訓傳によれば、龐勛討伐を決定した崔彦曾は、纛に対して禡の儀礼を行っている。⁽⁵⁹⁾

以上を要するに、六纛は、その下で軍令の発令が行われる「牙旗」であり、軍令による統帥の象徴であったのである。

こうした六纛の性格は、唐皇帝の御営においても同様であり、安史の乱の際、王思礼・呂崇賁・李承光は、潼関陥落の責任を「纛下」で追及され、更に、李承光は「纛下」で斬刑に処されている。⁽⁶⁰⁾ こうした事例から、纛下が軍令の発令及び軍令による処罰執行の場であり、六纛が皇帝の発する軍令の象徴であったことが明らかである。

以上のことは、唐皇帝（及び行軍大総管・節度使）の軍令が、鮮卑部族制的な權威の象徴物の下で発令・執行され

ることを意味するものであり、唐代軍事制度の鮮卑軍制的要素を考える上で重要な示唆を与えるものである。

(3) 六纛と金吾衛

それでは、六纛と金吾衛の関係を検討しよう。『唐六典』卷二五、諸衛府、左右金吾衛曹參軍事條に、

凡そ大朝會の行從、青龍旗・六纛・襍稍⁽⁶²⁾の類を衛尉にて給す。事畢りて、本にして之れを歸す⁽⁶³⁾。

とあり、儀礼・出幸に際して、六纛は衛尉寺から金吾衛に支給され、帰還の後、再び金吾衛から衛尉寺へと戻されることになっていた。この規定から少なくとも六纛の出入に関しては金吾衛が管理責任を負っていたことが確認できる。では、実際の儀礼・出幸の最中、六纛はどのように扱われるのだろうか。残念ながらその点を明記する唐代の史料は管見の限りでは見当たらない。しかし、宋代に関しては次のような史料がある。

① 『宋史』卷一四三、儀衛志一、殿庭立仗

宋興り、太祖は錯繡諸旗并びに幡幣等を増創して、通禮に著し、正・至・五月一日、正殿に御して則ち之れを陳ぬ。青龍・白虎旗各一、左右に分かつ。朱雀・眞武旗各一、左右に分かつ。皂纛⁽⁶⁴⁾十二、左右に分かつ。以⁽⁶⁵⁾上金吾⁽⁶⁶⁾。

② 『宋史』卷一四八、儀衛志六、鹵簿儀服

皂纛、本後魏纛頭の制⁽⁶⁵⁾。金吾仗之れを主り、纛毎に一人持ち、一人之れを拓く。乘興行するに、則ち鹵簿に陳ねること、左右各六⁽⁶⁶⁾。

これらの史料から、宋代では、儀礼・鹵簿中において金吾衛が纛を管掌していたことが明白である（但し宋代では六纛は倍化され十二纛であった⁽⁶⁷⁾）。しかし、宋代の十二衛は全くの名誉職と化していたから、宋代の金吾衛による纛の管掌は、唐代の遺制であると考えられる。また、『舊唐書』卷九五、睿宗諸子・惠文太子範傳に、

上元二年（七六一）：濟曰く、我金吾、天子の押衛なり。死生は之れに隨ふ。安んぞ能く自脱せんや、と。⁽⁶⁹⁾

とあるが、これは、嗣岐王珍を奉ずるクーデタへの参加を呼び掛ける朱融に対する金吾將軍邢濟の拒絶の言葉である。ここに見える「押衛」とは、渡辺孝氏の指摘の如く、「牙旗を管掌する」の意と考えられ、この発言は、金吾衛が六纛を管掌することによって、それに象徴される皇帝の軍事指揮権と一体化した存在として自他ともに認めたことを示している。

以上から、唐代においても六纛は金吾衛によって管掌されたものと結論できる。このことは、唐皇帝による軍令の発令行為自体が、六纛の管掌を通じて、金吾衛の管轄下に置かれていたことを示唆するが、これを支持する事例として次の史料に注目したい。

『舊唐書』卷一三三、李晟傳

是の日、晟⁽⁷²⁾の軍京城に入り、兵を勅して含元殿前に屯す。晟右金吾仗に舍し、仍りて諸軍に號令して曰く、：五日内輒く家信を通ずることを得ず。命に違ふ者は斬す、と。⁽⁷³⁾

右の記述に拠れば、朱泚の反乱を鎮圧して長安に入城した李晟が、家信を通ずることを禁ずる旨の軍令を、金吾衛の官衛である「右金吾仗」⁽⁷⁴⁾で発している。これは、金吾衛と六纛との結びつきから、金吾仗が「纛下」に類似し

た性格を帯びていたことを示しており、親征時の軍令の発令が金吾衛の管轄下に置かれていたことの証左となろう。

V 金吾角手

唐代の行軍には、「鼓角（大鼓・大角）」が配備されることになっており、大角は軍事行動に必須の指揮用具であった。⁽⁷⁵⁾ 唐代の「角」には、幾つかの種類があるが、⁽⁷⁶⁾ 軍事指揮に用いられる角は「大角」（別名「簸邏迴」）であり、鮮卑由来の楽器である。⁽⁷⁷⁾

大角の具体的な用途としては、①軍営における日出日没の合図、⁽⁷⁸⁾ ②軍営出発の合図、⁽⁷⁹⁾ ③戦闘合図等⁽⁸⁰⁾ があり、軍事行動の基幹となる行動合図は大角（及び鼓）で奏されることになっていた。軍隊の指揮・統率手段として大角は極めて重要なのである。

金吾衛には、その大角を吹奏するための要員が配されていた。即ち、『新唐書』卷四九上、百官志四上、左右金吾衛・左右翊中郎將府中郎將條に、

衛士六百大角手と爲し、六番閱習す。大角を吹きて昏明の節を爲し、諸營壘候以て進退す。⁽⁸¹⁾

とあり、衛士六百人を「大角手」に選任して訓練を施し、日出日没の合図や軍事行動の合図を奏したのである。従って、金吾角手の存在自体が既に、皇帝の軍事指揮権と金吾衛との関連を示しているが、ここで注目すべきことは、隋唐間における鼓吹楽の楽器編成の変更である。『樂府詩集』卷第二一、横吹曲辭一によれば、隋制では、皇帝の大駕及び皇太子・王公等の鹵簿に用いられる「鼓吹楽」は四部編成であり、その一つである「柷鼓部」の楽器編成に

大角が含まれていた⁽⁸²⁾。これに対し、五部編成に改変された唐代の鼓吹楽では、その楽器編成は概ね隋制を踏襲したにもかかわらず、大角を除外しており、大角は金吾衛の管轄となっている⁽⁸⁴⁾。金吾角手の設置はこれに対応する。

唐朝において、太常寺の管掌する鼓吹楽の楽器編成から大角を除外し、金吾衛に角手を配したということは、次の二つの点で重要な意味を持つ。

第一に、金吾衛が大角を管掌することは、皇帝が金吾衛を介して諸衛を指揮することを意味する。大角による合図は一種の軍事指揮命令であり、皇帝麾下の諸衛は、金吾角手の合図によって進止するのである。金吾角手の存在は「金吾衛の立場は軍令を発する皇帝の側に属する」という先の指摘に対応するものである⁽⁸⁵⁾。

第二に、鮮卑軍制と金吾衛との関わりである。隋代の鼓吹楽に含まれていた七曲の大角曲は、鮮卑語に基づく歌詞によって、鮮卑騎馬軍団の編成・行軍・宿営のあり様を歌う一連の組曲であった⁽⁸⁶⁾。渡辺信一郎氏が指摘するように、鮮卑楽系の大角曲（歌）は、歌謡によって全土の府兵衛士が共通に伝承する軍事教本の役割を果たしており、それは同時に、府兵制の根源が鮮卑騎馬軍団に淵源することを明示するものであったのである⁽⁸⁷⁾。唐制では、鼓吹楽の楽器編成から大角が除外されたため、これら鮮卑楽系の大角曲は金吾角手及び折衝府の府兵によって伝承された⁽⁸⁸⁾。このことは、金吾衛による鮮卑軍制的伝統の継承と捉えることができる。

但し、ここで留意すべきは、隋煬帝期から唐高宗初期にかけて、鼓吹楽における鮮卑楽系の要素は減衰していったという事実である。即ち、隋文帝によって再編された二部鼓吹楽は、北魏鮮卑系の北狄楽を中核としたものであったが、煬帝期には、王朝の生成物語を高唱する短簫鏡歌系鼓吹楽が復活し、さらに唐の太宗後期から高宗初年にか

けて、大小横吹部の北狄楽は、漢代以来の中国の伝統音楽を継承する南朝清商楽系楽曲に代替された。こうした変革を経て、「天下大同」の楽が完成するが、同時にそれは鮮卑系胡歌の衰退を代償とするものであったのである。⁽⁸⁹⁾ 唐代の鼓吹楽の楽器編成から、鮮卑系楽器の大角（簸邈邈）が除外されているのは、その端的な例と言える。

しかし、先述の通り、大角・大角曲は完全に廃棄されたわけではなかった。金吾衛には角手が設置されており、また、府兵の訓練・指揮にも大角が用いられ、大角歌が高唱された。⁽⁹⁰⁾ つまり、唐の支配者層は、鼓吹楽における鮮卑系胡歌の衰退という大勢のなかで、軍事指揮に関する部分については、敢えて鮮卑系の楽器・楽曲である大角・大角曲を存続させたのである。このことは、軍事制度における鮮卑の伝統の根強さを物語るものである。

さて、ここまでの検討から、軍令・六纛・大角の三者が、金吾衛と軍事指揮権との接点として重要な意味を持っていたことが明らかとなったが、この点に関して、『通典』卷一四九、兵二、法制が、軍事教練における指揮・統率の要諦について、『李靖兵法』を引いた後に、

一に云く、凡そ教旗は、…士卒をして目は旌旗を見、耳は鼓角を聞き、心は號令を存せしむ。⁽⁹¹⁾

と述べているのが注目される。つまり、軍事指揮権の発動手段として「軍令（號令）」「旌旗」「鼓角」が挙げられているのであるが、金吾衛が管掌する軍令・六纛・大角は、まさに右の軍事指揮権の発動手段に対応している。皇帝の軍事指揮権が、金吾衛を介して発動するものであることが明らかであろう。

更に、いま一つ注目されるのは、六纛・大角が鮮卑制度に由来する器物であったことである。軍令を管掌する虞候が鮮卑・遊牧官制的な制度であることと相俟って、唐代の軍事指揮権の在り方は、鮮卑軍制的色彩を色濃く纏っ

たものであったと言えるであろう。⁽⁹²⁾

VI 金吾衛の禪讓隨行

本節では、禪讓における金吾衛の隨行に注目し、その意味について考えてみたい。

天祐四年（九〇七）三月、哀帝から朱全忠への禪讓にともない、張文蔚等が、冊礼使・押伝国宝使・押金宝使の各使節に任命されたが、『新五代史』卷三五、唐六臣傳の序文には、

四月甲子、文蔚（張文蔚、田頭注）等上源驛自り冊・寶を奉じ、輜車に乗り、導くに金吾仗衛・太常鹵簿を以てし、梁に金祥殿に朝す。⁽⁹⁴⁾

とあり、張文蔚一行に「金吾仗衛」が隨行したことが記されている。金吾衛の禪讓隨行の記述は『舊五代史』にも見え、また、『資治通鑑』卷二六六、開平元年（九〇七）三月甲辰條の胡三省注も、張文蔚を冊礼使に任じたことについて、「冊禮使、傳禪の冊・寶を奉じ、金吾仗衛・太常鹵簿等を押す。」⁽⁹⁶⁾と述べている。これらの史料が金吾衛の隨行に触れている点から、禪讓にともなう使節にとつて、金吾衛の隨行が重要な要素であったことが窺われる。

一般論として、伝位・讓位とそれに伴う即位儀礼には、君主の正統性に関わる諸特徴が顕在化するとされており、⁽⁹⁷⁾殊に異姓間での禪讓の場合には、正統性の可視化という点がより徹底されるものと考えられる。張文蔚一行が奉ずる「伝国宝」や「金宝」は、皇帝権力を象徴するレガリアであり、⁽⁹⁸⁾輜車・鹵簿も皇帝の礼的な權威を可視化する装置である。⁽⁹⁹⁾従つて、「金吾仗衛」がそれらと併記されているのは、単なる警衛ということではなくして、皇帝の軍事

指揮権と一体化し、それを象徴する存在である金吾衛が随行することによって、皇帝の軍事指揮権が委譲されたことを明示する意味があったのであろう。

結語

皇帝の軍事指揮権との関わりから見た金吾衛の特質について、本稿で述べてきたところを整理すれば次の二点に集約される。

第一に、金吾衛が、皇帝の軍事指揮権と一体化し、その発動機構としての機能を有する衛府であったこと。かかる金吾衛の特質は、北朝・隋唐期に特徴的な軍事制度である「虞候」に由来する。虞候は敵軍に対する偵察・警戒と、自軍の指揮・統率を併せて管轄し、特に軍令を媒介として、指揮官の軍事指揮権を支える組織・部署であった。金吾衛は皇帝麾下においてかかる虞候としての役割を果たす衛府であったのである。

第二に、金吾衛が、鮮卑・遊牧軍制的な軍事編成の発想に基づく衛府であったこと。金吾衛の本質である「虞候」は、モンゴルのウルトチやブラルグチに類似した、遊牧官制的な組織であった。従って、金吾衛についても鮮卑・遊牧官制的な性格を認めることができるが、このことは、隋唐官制における鮮卑・遊牧制的要素の一例と理解してよいであろう。

右の結論を踏まえると、唐皇帝の軍事指揮権の性格について、以下のことを指摘できる。即ち、皇帝の軍事指揮権は、「虞候」である金吾衛と密着したものであり、十二衛の兵力を動かすためには、指揮官である皇帝の軍事指揮

権を、金吾衛を介して発動させるのが原則であった。こうした軍事指揮権の在り方は、虞候の制度に基づいているという点において行軍や節度使と同一の類型に属するものであり、それは同時に、鮮卑軍制の影響を受けたものであったのである。

以上に大過無しとすれば、金吾衛と皇帝の軍事指揮権との関係を通して、金吾衛を擁する十二衛の「皇帝麾下の行軍（野戦軍）組織」としての性格が見えてくるように思えるが、この点については改めて検討することにした。

註

- (1) 浜口重国「府兵制度より新兵制へ」（『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大学出版会、一九六六年、初出一九三〇年）七頁は、十二衛の中で金吾衛だけは他の諸衛とは職掌が異なっており、「宮城、皇城及び長安城内外の警察及び諸城門の門衛」を主任務とし、「皇宮警察、憲兵隊及び警視庁に概当」すると述べている。
- (2) 拙稿「金吾衛の職掌とその特質」（『東洋学報』八八—三、二〇〇六年）。以下、これを「前稿」と略す。併せて参照賜れば幸いである。
- (3) 菊池英夫「日唐軍制比較研究上の若干の問題」（『唐代史研究会編『隋唐帝国と東アジア世界』汲古書院、一九七九年）三九三頁参照。

- (4) 十二衛制の性格の見直しという点に関して、註(2)

前稿二四頁で、「行軍には虞候軍が設置されるという唐代行軍制度の原則からすれば、虞候軍に相当する金吾衛を擁する十二衛全体が、本質的には一個の行軍組織である」という見解を示したが、この主張に対しては、岡野誠氏から、金吾衛以外の諸衛の職掌も、行軍体制の中にそれぞれ対応部分を有するのなければ、十二衛を行軍体制ということではできないのではないか、という指摘を受けた（『書評』金吾衛の職掌とその特質」（『法制史研究』五八、二〇〇七年）三三九—三四〇頁）。岡野氏が指摘するように、右の筆者の主張の論証は不十分であり、十二衛制の性格を論ずるには、衛府制度全体に及ぶ検討を要する。この点は今後の課題であるが、その一方で、虞候として軍営を統括する金

吾衛の特質に着目した時、十二衛全体を、皇帝を頂点とする一つの軍事組織として捉える視角は、十二衛制理解のためには有効であると思われる。本稿は、かかる視角から皇帝と十二衛との関係を考えようとする試みの一つである。

(5) 註(3) 菊池論文三九八頁参照。

(6) 『通典』卷一四八、兵一、立軍所引の『大唐衛公李靖兵法』(以下『李靖兵法』と略記)参照。尚、唐代の行軍編成については菊池英夫「節度使制確立以前における『軍』制度の展開(正・続)」(『東洋学報』四四―二・四五―一、一九六一年・一九六二年)が詳細に論じている。

(7) 窪添慶文「北魏の都督」(『魏晋南北朝官僚制研究』汲古書院、二〇〇三年、初出二〇〇〇年)二四三頁は、『北齊書』卷一九、莫多婁貸文傳に見える「虞候大都督」について、「名称から考えるに斥候部隊の指揮官であろう」と述べている。

(8) 果性彊記、兼有權略。所行之處、山川形勢、備能記憶。兼善伺敵虛實。揣知情狀、有潛匿溪谷、欲爲間偵者、果登高望之、所疑處、往必有獲。太祖由是以果爲虞候都督。每從征行、常領候騎、晝夜巡察、略不眠寢。

(9) 註(2) 前稿一一―一五頁参照。尚、先(前) 駆後殿は、軍行時の配置・任務であり、戦闘時にいち早く敵軍に

突入する、所謂「先陣」とは異なる。『太白陰經』卷五、前茅後殿篇第五七参照。

(10) 諸軍馬行動、得知次第。…右虞候既先發安營、踏行道路、修理泥濘・橋津、檢行水草。左虞候排窄路・橋津、捍後、收拾闌遺、排比隊仗、整齊軍次、使不交雜。

(11) 懷光在軍、積勞、至開府儀同三司、爲都虞候。勇鸞敢誅殺、雖親屬犯法、無所回貸。節度使郭子儀仁厚、不親事、以紀綱委懷光。軍中畏之。(この記事の後に「德宗罷子儀副元帥。」とあり、同様の記述が『資治通鑑』卷二二五、大曆十四年(七七九)六月條にある。従って李懷光が郭子儀の都虞候に任ぜられたのは大曆十四年六月以前となる。)

(12) 常袞は寶應二年(七六三)に翰林學士・考功員外郎中・知制誥に任ぜられている(『舊唐書』卷二一九、常袞傳)。他方、『冊府元龜』卷一三一、帝王部、延賞第二所収の大曆十二(七七七)年七月詔の出された時点で張自勉は亡くなっている。従って、本制はこの間に発せられたものと考えられる。

(13) 淮西節度都虞候特進試太常卿上柱國張自勉、…職在剌奸、威屬整旅。齊軍令之進退、明師律之否臧。

(14) 嚴耕望「唐代方鎮使府僚佐考」(『唐史研究叢稿』新亞研究所、一九六九年、初出一九六五年)二二二頁参照。

- (15) 節度使の形成過程及び行軍職制との関係については、
 註(6) 菊池論文(正・統)が詳細に論じている。また、
 渡辺孝「唐・五代の藩鎮における押衙について(上)」(『社
 会文化史学』二八、一九九一年)三四―三五頁も参照。
- (16) 素多權略。…及其對陣、先令二三百人赴敵、陷陣則已。
 如不能陷陣而還者、無問多少、悉斬之。又令三三百人復進、
 還如向法。將士股慄、有必死之心、由是戰無不勝、稱爲名
 將。(この記事は開皇十八年(五九八)條と開皇二十年(六
 〇〇)條の間に載せられている)
- (17) 中村裕一『唐代官文書研究』(中文出版社、一九九一
 年)第二章「露布」(初出一九七五年)一四二―一四五頁參
 照。
- (18) 齋藤忠和「北宋の軍法について」(『宋代募兵制の研究』
 勉誠出版、二〇一四年、初出一九九三年)二二六頁。
- (19) 甲午、郭子儀禁無故軍中走馬。南陽夫人乳母之子犯禁。
 都虞候杖殺之。諸子泣訴於子儀、且言都虞候之橫。子儀叱
 遣之。明日、以事語僚佐而歎息曰、子儀諸子、皆奴材也。
 不賞父之都虞候而惜母之乳母子、非奴材而何。
- (20) 本条の胡三省註に「子儀妻封南陽夫人」とあり、南陽
 夫人は郭子儀の妻であった。
- (21) 註(2) 前稿一―一五頁参照。
- (22) ユルトチについての以上の記述は、本田実信「モンゴ
 ルの遊牧的官制」(『モンゴル時代史研究』東京大学出版会、
 一九九一年、初出一九八二年)に拠る。
- (23) 宮紀子「ブラルケチ再考」(『モンゴル時代の「知」の
 東西(上)」名古屋大学出版会、二〇一八年、初出二〇一一
 年)四四四頁。
- (24) 註(22) 本田論文七二―七三頁参照。
- (25) 諸拾得闌遺物、當日送納虞候者、五分賞一。…三日内
 不送納官者、後殿見而不收者、收而不申軍司者、竝重罪。
 三日外者、斬。諸有人拾得闌物、隱不送虞候、旁人能糾告
 者、賞物二十段。知而不糾告者、杖六十。其隱物人斬。
- (26) 註(23) 宮論文四四三―四四四頁参照。宮氏は、ブラ
 ルクを意味する「闌遺」の語は、遅くとも唐代には律令用
 語として定着しており(唐擅輿律私有禁兵器條等参照、モ
 ンゴルもそれを踏襲したと考えられる、と述べている)。
- (27) ブラルケチについての以上の記述は、註(22) 本田論
 文に拠る。
- (28) マルコ・ポーロ(愛宕松男訳注)『東方見聞録1』(平
 凡社、一九七〇年)二二六頁。
- (29) 註(23) 宮論文四四四頁参照。
- (30) 諸行軍立營、驢馬各於所管地界放牧。如營側草惡、便

擇好處放、仍與虞候計會、不使交雜。

- (31) 註(23) 官論文四四四頁は、ブラルグチはおそらくは匈奴以来存在していたと指摘する。尚、漢族の伝統的軍制にあっても、対外遠征では、軍営の設置や水草の確保は重要な任務であるはずだが、例えば、『漢書』卷五五、衛青・霍去病傳に「校尉張騫從大將軍、以嘗使大夏、留匈奴中久。道軍、知善水草處、軍得以無飢渴。」(この記事は、前後の記述から元朔六年(紀元前一二三)の大將軍衛青による匈奴遠征従軍時のことと考えられる。長沢和俊『張騫とシルクロード』(清水書院、一九八四年)八六頁参照)とあり、張騫の個人的経験が、軍を飢渴から救っていることからすれば、漢代の野戦軍組織には、虞候軍やウルトチの如き機構は整備されていなかったと見られる。また、『西京雜記』卷下や『晉書』卷二五、輿服志、中朝大駕鹵簿の鹵簿の記述にもウルトチやブラルグチに相当する機構は見出せない。
- (32) 註(23) 官論文四四四頁は、『通典』にのこる李靖の兵法は、匈奴以来の行軍、設營、馬政等、ユーラシア東西の歴代遊牧国家を考えるうえで貴重な資料となりうる」と指摘する。
- (33) 仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』(東京大学出版会、一九九七年)九三三頁。
- (34) 註(2) 前稿一一一五頁参照。
- (35) 『隋書』卷二八、百官志下に、「左右武候、掌車駕出、先驅後殿、晝夜巡察、執捕姦非、烽候道路、水草所置。巡狩師田、則掌其營禁。」とある。また、『通典』卷二八、職官一〇、左右金吾衛條に「大唐初又爲左右武候府。龍朔二年、改爲左右金吾衛、置大將軍一人、所掌與隋同。將軍二人副其事。」とあり、龍朔二年(六六二)までは、武候府の名称が使用された。
- (36) 俄遷右候衛大將軍。時帝每有巡幸、才恆爲斥候、肅遏姦非、無所迴避。(この記事は「遼東之役」に際してのことであり、またこの記事の後に「(大業)十年、駕幸汾陽宮、以才留守東都。」とある。従って、この記事は大業八年(六一二)乃至九年(六一三)のことであると考えられる)
- (37) ……從幸江都。帝以仗衛不整、顧子雄部伍之。子雄立指麾、六軍肅然。帝大悅曰、公眞武候才也。尋轉右武候大將軍。(この記事は「遼東之役」の前に記されており、煬帝即位後、大業八年(六一二)以前のことと考えられる)
- (38) 『隋書』卷二八、百官志下によれば、大業三年(六〇七)、左右武候府を左右候衛と改称している。
- (39) 行列不齊、旌旗不正、金革不鳴、斬之。
- (40) 左右金吾衛將軍循仗檢校、各二人執釋稍騎從。左右金

吾衛果毅都尉二人、糾察仗内不法、各一人騎從。

(41) 皇帝升御座、扇開。左右留扇各三。左右金吾將軍一人
奏左右廂内外平安。

(42) 註(2) 前稿一三一—一四・一八頁。

(43) 左右虞候早出大將軍牙前、帶刀聲折、大聲通曰、左右
廂兵馬及倉庫營竝平安。諾、復退本班。

(44) 凡百卿士、預於朝謁、鳴佩就列、奏樂入班。升降之容、
不宜遽速。每見金吾將軍奏平安之時、徑道驟趨。且殿庭之
儀、與軍中之禮不同。

(45) 『十國春秋』卷九七、閩八、陳致雍傳に、「仕景宗、爲
太常卿。入南唐、以通禮及第、除祕書監。未幾、致仕還家、
陳洪進辟掌書記。」とある。この奏状は太常卿として景宗
(在位水隆元年(九三九)～六年(九四四))に仕えた時期
のものか。

(46) 『續漢書』輿服志上、乘輿に、「左纛以鬘牛尾爲之、
在左駢馬輓上、大如斗、是爲德車。」とある。

(47) 後漢有纛頭、每天子行幸及大軍征伐、則建于旗上。隋
煬帝親征遼左、每百人置一纛、皇朝因而用之。

(48) 纛頭の形状については、『三才圖會』儀制三卷、皂纛の
図像が参考となる。

(49) 皂纛、本後魏纛頭之制。唐衛尉器用、纛居其一。蓋旄

頭之遺象。

(50) 『玉海』卷八三、漢黃屋左纛の項にも、「元魏有纛頭。
行幸及征伐建于旗上。」とある。

(51) 『隋書』卷八四、北狄傳、突厥條に「其後狼生十男、其
一姓阿史那氏、最賢、遂爲君長、故牙門建狼頭纛、示不忘
本也。」と見える。

(52) 杉山正明『モンゴル帝国と大元ウルス』(京都大学学術
出版会、二〇〇四年)口絵1・9解説(口絵三三頁・三七
頁)、宮紀子「モンゴル・バクシとビチクチたち」(註(23)
宮著書、初出二〇一二年)四九〇—四九一頁参照。尚、ク
ビライを描いた「元世祖出獵図」(故宮博物院(台北)所
藏)にも纛を持った人物が画面右下に描かれている(小川
裕充監修『故宮博物院③元の絵画』(NHK出版、一九九八
年)一〇頁参照)。

(53) スウルデはトゥク(ᠲᠤᠬᠤ)とも呼ばれ、まさに「纛」
に他ならない(楊海英「モンゴル帝国の国旗白いスウルデ
の祭祀」(「チンギス・ハーン祭祀」風響社、二〇〇四年、
初出一九九九年)一六六頁、同「チンギス・ハーン祭祀の
政治構造」(前掲楊著書、初出一九九五年)六六頁の写真9
を参照)。その祭祀の原型は遅くともクビライ治政下の元朝
時代に成立したと考えられている。スウルデ祭祀について

は、前掲楊尙論文を参照。

- (54) 自景雲二年四月、始以賀拔延嗣爲涼州都督、充河西節度使。其後諸道因同此號、得以軍事專殺。行則建節、府樹六纛、外任之重莫比焉。(この記事の後に、開元九年(七十二)十一月敕が載せられている)
- (55) 鑑真一行の広州滞在は、天寶九載(七五〇)春頃のことである(『唐大和上東征傳』)。
- (56) 州城三重、都督執六纛、一纛一軍、威嚴不異天子。
- (57) 故軍前大旗謂之牙旗、出師則有建牙旗之事。軍中聽號令必至牙旗之下、稱與府朝無異。
- (58) 軍前大旗曰牙、師出必祭、謂之禡。後魏出師、又建纛頭旗上。咸平中(九九八)一〇〇三、詔太常禮院定禡儀。所司除地爲壇、兩壇繞以青繩、張帳帟。置軍牙・六纛・位版。版方七寸、厚三分。祭用剛日、具饌。牲用太牢、以羊豕代。其幣長一丈八尺。軍牙以白、六纛以皂。
- (59) 府屬溫廷皓謂彥曾(崔彥曾、田頭注)曰、助擅委戍、一可殺。彥曾謂然、乃禡纛黃堂前、選兵三千授都虞候元密。(『資治通鑑』では、崔彥曾が龐助の討伐を決定したことを、同書の卷二五一、咸通九年(八六八)十月條に載せる)
- (60) 『舊唐書』卷一一〇、王思禮傳に、「天寶十五載(七五六)、田頭注)六月、潼關失守。思禮西赴行在、至安化郡。思禮與呂崇賁、李承光竝引於纛下。賁以不能堅守、竝從軍令。」とある。
- (61) 『舊唐書』卷一〇、肅宗本紀、至德元載(七五六)九月己卯條に、「斬潼關敗將李承光於纛下。」とある。
- (62) 明・正徳本は「襮稍」を「曝稍」につくる。享保本(近衛本)に付された近衛家熙の注に「唐志作襮稍」とあり、それに従う。陳仲夫点校『唐六典』(中華書局、一九九二年)六四五頁の校勘記(一六)参照。
- (63) 凡大朝會行從、給青龍旗・六纛・襮稍之類於衛尉、事畢、本而歸之。
- (64) 宋興、太祖增創錯繡諸旗幟幟等、著于通禮、正・至・五月一日、御正殿則陳之。青龍・白虎旗各一、分左右。朱雀・眞武旗各一、分左右。皁纛十二、分左右(以上金吾)。
- (65) 本稿73頁に前引。
- (66) 皂纛、本後魏纛頭之制。金吾仗主之、每纛一人持、一人拓之。乘輿行、則陳於鹵簿、左右各六。
- (67) 『玉海』卷八三、漢黃屋左纛の項に、「節度使植六纛。本朝有皁纛十二左右各六。」とあり、宋代の十二纛(左右六纛)は、唐代の六纛を継承したものである。
- (68) 『宋史』卷一六六、職官志六、環衛官に、「其禁兵分隸

殿前及侍衛兩司、所稱十二衛將軍、皆空官無實。」とある。

(69) 上元二年：濟曰、我金吾、天子押衛。死生隨之。安能自脫。

(70) 睿宗第五子惠宣太子業の子（『舊唐書』卷九五、睿宗諸子・惠文太子範傳、天寶三載（七四四）條）。

(71) 註（15）渡辺孝論文三四頁。また、渡辺孝氏も言及しているが、『資暇集』卷中、押牙の項に、「此職名、非押其衛府也。蓋押牙旗者、今又有押節者之類是也。」とある。

(72) 興元元年（七八四）五月二八日（『舊唐書』卷一三三、李晟傳）。

(73) 是日、晟軍入京城、勒兵屯於含元殿前。晟舍於右金吾仗、仍號令諸軍曰、：五日內不得輒通家信。違命者斬。

(74) 「右金吾仗」は含元殿前に所在した金吾衛の官衛である。『資治通鑑』卷二四五、大和九年（八三五）十一月壬戌條の胡三省注参照。

(75) 『唐六典』卷二六、衛尉寺、武庫令條に、「凡諸道行軍、皆給鼓・角。三萬人已上、給大角十四具、大鼓二十面。」とある。

(76) 『唐六典』卷二六、衛尉寺、武庫令條、器用之制の原注所引の『樂錄』に、「：故有長鳴・中鳴・胡角、凡三部。今唯有大角、金吾主之也。」とあり、長鳴・中鳴・胡角・大角

といった「角」が存在した。

(77) 『舊唐書』卷二九、音樂志二、北狄樂に、「按今大角、此卽後魏世所謂簸邏迴者是也。其曲亦多可汗之辭。」とあり、大角（簸邏迴）が鮮卑系の樂器であることが判る。

(78) 『通典』卷一四九、兵二、法制に、「夫軍城及野營行軍在外、日出日沒時、搥鼓千搥三百三十三搥爲一通。鼓音止、角音動。吹十二聲爲一疊。角音止、鼓音動。如此三角三鼓、而昏明畢之。」とある。

(79) 『通典』卷一五七、兵一〇、下營斥候并防捍及分布陣所引の『李靖兵法』に「應發營、第一角聲絕、右虞候捉馬驢。第二角聲絕、卽被駕、右一軍捉馬驢。第三角聲絕、右虞候卽發引、：以後諸軍、每聽角聲、裝束被駕準此。」とある。

(80) 『新唐書』卷五〇、兵志、府兵が記す教練手順に、「角手吹大角一通、諸校皆斂人騎爲隊。二通、偃旗稍、解幘。三通、旗稍舉。左右校擊鼓、二校之人合譟而進。」とある。

(81) 衛士六百爲大角手、六番閱習。吹大角爲昏明之節、諸營壘候以進退。

(82) 一曰桐鼓部、其樂器有桐鼓：大角七種。：大角七曲、其辭竝本之鮮卑。

(83) 『樂府詩集』卷第二一、橫吹曲辭一に、「一曰鼓吹部、其樂器如隋桐鼓部而無大角。」とある。

- (84) 『新唐書』卷三三下、儀衛志下、大駕鹵簿鼓吹に、「至黃麾、有左右金吾衛果毅都尉二人主大角百二十、橫行十重。」とある。
- (85) 一般の行軍編成における虞候軍や、隋武侯府には角手の存在は確認できない。従って、角手の設置は、虞候軍や隋武侯府に比して、金吾衛の指揮機能が強化されていることを意味しよう。
- (86) 大角曲の曲目について、『隋書』卷一五、音樂志下には、「至大業中、煬帝制宴饗設鼓吹、依梁爲十二案。…大角、第一曲起捉馬。第二曲被馬。第三曲騎馬。第四曲行。第五曲入陣。第六曲收軍。第七曲下營。皆以三通爲一曲。其辭竝本之鮮卑。」とある。渡辺信一郎「北狄楽の編成―鼓吹楽の改革」(『中国古代の楽制と国家 日本雅楽の源流』文理閣、二〇一三年、初出二〇〇五年) 二七八頁を参照。
- (87) 註(86) 渡辺信一郎論文二八〇頁参照。
- (88) 註(86) 渡辺信一郎論文二七八―二七九頁参照。
- (89) 隋唐鼓吹楽の展開過程については、註(86) 渡辺信一郎論文二七一―二七八頁を参照。
- (90) 府兵の訓練に関して、『唐六典』卷五、兵部郎中條に、「凡差衛士征戍、鎮防亦有團伍、…其居常則皆習射、唱大角歌。」とある。
- (91) 一云、凡教旗：使士卒目見旌旗、耳聞鼓角、心存號令。
- (92) 『隋書』卷三三、經籍志一に、『鮮卑號令一卷(周武帝撰)が著録されており、唐代の軍令(號令)規定自体にも鮮卑軍制が影響を与えた可能性がある。
- (93) 『新五代史』卷三五、唐六臣傳の序文に拠れば、唐の哀帝は、張文蔚を冊礼使、楊涉を押伝国宝使、薛貽矩を押金宝使にそれぞれ任命している。
- (94) 四月甲子、文蔚等自上源驛奉册・寶、乘輅車、導以金吾仗衛・太常鹵簿、朝梁于金祥殿。
- (95) 『舊五代史』卷三、梁書三、太祖紀第三、開平元年(九〇七)四月條に、「又、宰臣張文蔚正押傳國寶・玉册・金寶及文武群官・諸司儀仗法物及金吾左右二軍、離鄭州。」とある。
- (96) 册禮使、奉傳禪册・寶、押金吾仗衛・太常鹵簿等。
- (97) 金子修一「中国古代の皇帝制度の諸問題」(『古代中国と皇帝祭祀』汲古書院、二〇〇一年、初出一九九七年) 二三頁参照。
- (98) 初唐期においては、秦漢以来の伝統に従い、皇帝以下皇太子妃の印章は「璽」というのが正式名称であったが、則天武后の治世に至り、「璽」は「宝」へと改称され、その後曲折を経て「宝」に定着する(中村裕一『唐代制勅研究』

(波古書院、一九九一年) 第四章、第二節「八璽(八宝)」(初出一九八〇年)七九九―八〇三頁参照)。「伝国宝」については、同じく中村前掲著書の八〇八―八一四頁参照。また、「金宝」については、『唐六典』卷八、門下省、符寶郎條の原注に、「皇后及太子之信曰寶、其用以金也。」とある。

(99) 中国の鹵簿制度の特質については、野田有紀子「日本古代の鹵簿と儀式」(『史学雑誌』一〇七―八、一九九八年)を参照。

(関東国際高等学校・教諭)

Guangwu had initiated various programs aimed at stabilizing the social crisis and chaos in the midst of military conflict through the introduction of Confucian ideas. Both movements were attempts to appeal to, agitate among and win the hearts of the people of Zhongyuan, who were by no means steadfast in loyalty to the Emperor Guangwu's regime, by appealing to them, even if symbolically, with the then widely shared authority, i.e. Confucian ideas.

The author concludes that the preconditions for these efforts, i.e. the penetration of Confucianism into Chinese society, led to the utilization of Confucian *chenwei* by Emperor Guangwu, through the political tensions at the beginning of the Later Han Period.

The Military Command Authority of the Tang Emperors in Relation to the Jinwuwei Regiment of Imperial Guards

TAGASHIRA Kentaro

This article examines the characteristic features of the Jinwuwei 金吾衛 Regiment, one of the Twelve Imperial Guards (Shi'erwei 十二衛) units in China's Southern Command (Nanya 南衙) system from the viewpoint of its relationship to the military command authority of the Tang Period Emperors. The author's findings are as follows.

First, the Jinwuwei was integrated into the emperor's military command and was the Imperial Guard unit that functioned to activate that authority. This special character of the Jinwuwei stems from the "yuhou" 虞候 military system of the Northern Dynasties and the Sui and Tang periods. *Yuhou* were the units responsible for reconnaissance and sentry duty, as well as command and leadership of forces in the field, supporting the authority of the high command by implementing its military law. The author argues that the Jinwuwei was an Imperial Guard unit acting in the role of *yuhou* under the command of the Tang Emperors.

Secondly, the Jinwuwei, with the principle of *yuhou* at its core, was originally formed based on the concepts underlying the nomadic military organization of Xianbei 鮮卑, resembling the Mongolian pastoral bureaucracies of *yūrtchī* and *bulārghūchī*, demonstrating, in the author's view, one occur-

rence of the nomadic elements which existed within the Sui and Tang Dynasty bureaucracies.

Based on these findings, the author concludes that the military command authority of the Tang Emperors was intimately related to the Jinwuwei in the capacity of a *yuhou* unit, which was mobilized in order to deploy the whole Twelve Imperial Guards under the command of the Emperor. Moreover, the workings of military command authority in general—for example in the case of a special expeditionary force (*hangjun* 行軍) and regional military governors (*jiedushi* 節度使)—were similarly based on the *yuhou* system with its Xianbei nomadic character. From the above findings it is inferred that the Twelve Imperial Guards including the Jinwuwei retained the character of *hangjun* units under the Emperor's military command.